

福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について

平成24年度改正分

(糸島市 事務取扱要領)

対象者の要介護度：要支援1・要支援2・要介護1

(自動排泄処理装置のみ要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3)

対象種目：車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、
認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具部分除く)、自動排泄処理装置

算定できるケース

ケース1：認定調査項目から客観的に判定することができる場合

ケース2：日常生活範囲における移動の支援のために電動車いすが必要な場合

ケース3：生活環境において段差を解消するために移動用リフトが必要な場合

ケース4：医学的所見にもとづく状態像で用具貸与が必要と判断される場合

ケース1：認定調査項目から客観的に判定することができる場合 ※別紙表1参照

- (1) サービス担当者会議などで当該福祉用具が必要な状態かをじゅうぶん協議。
- (2) 次の書類を市介護保険課へ提出。
 - ・福祉用具(軽度者)貸与に係る確認依頼書(基本調査項目で貸与の可否の判断が出来るもの)
 - ・介護(予防)サービス計画書
 - ・サービス担当者会議の要点【第4票】又は会議の議事録

ケース2：日常生活範囲における移動の支援のために電動車いすが必要な場合

ケース3：生活環境において段差を解消するために移動用リフトが必要な場合

- (1) 当該福祉用具使用に関する主治医からの意見を入手する。
- (2) サービス担当者会議などを開催、主治医からの意見をふまえ、下記の視点から当該福祉用具が必要な状態かをじゅうぶん協議。

(電動車いす) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要な状況

(移動用リフト) 生活環境において特に段差を解消する必要な状況 を具体的に検証

- (3) 次の書類を市介護保険課へ提出。
 - ・福祉用具(軽度者)貸与に係る確認依頼書(電動車いす)又は(移動用リフト)
 - ・医師の医学的所見が確認できる書類
 - ・介護(予防)サービス計画書
 - ・サービス担当者会議の要点【第4票】又は会議の議事録

ケース4：医学的所見にもとづく状態像で用具貸与が必要と判断される場合

(1) 次のいずれかの状態に該当することを医師の医学的所見にもとづき判断してもらう。

- (i) 疾病などで、状態が変動しやすく、日・時間帯によって、頻繁に表1に該当。
- (ii) 疾病などで、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1に該当することが確実に見込まれる。
- (iii) 疾病などで、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等の医学的判断から表1に該当すると判断できる。

(2) 主治医の判断により貸与の必要性が確認された後、サービス担当者会議などを実施

(3) 次の書類を市介護保険課へ提出。

- ・福祉用具（軽度者）貸与に係る確認依頼書（状態像による判断）
- ・医師の医学的所見が確認できる書類
- ・介護（予防）サービス計画書
- ・サービス担当者会議の要点【第4票】又は会議の議事録

（注意事項）

- ・介護保険課へ提出された書類については、市で必要性を確認し、結果（確認依頼書の写し）を担当居宅介護支援事業所（要支援認定の場合は糸島市地域包括支援センター）へお送りします。
- ・医師の医学的な所見を確認するにあたっては、実際に医師が意見欄に記載する場合を除き、直接医師の自署（押印）である必要はありません。
- ・提出した書類の内容によっては、給付の対象とならない場合もあります。
- ・用具貸与の有効開始期間は、送付する確認依頼書の写しに記載している保険者確認年月日からとなります。（新規申請時、暫定（介護予防）ケアプラン作成時等も同様です。）
- ・主治医からの意見聴取、サービス担当者会議開催の流れを経ずに福祉用具貸与が行われた期間は、給付対象となりません。
- ・終了日については、最長で要介護・要支援認定有効期間の終了日と同日ですが、対象者の状態に応じて必要なときは随時確認依頼書の提出が必要となります。
- ・確認依頼書等の提出がなく、本市でサービスの必要性が確認されないまま福祉用具貸与サービスが実施されたものや、確認書類等の内容が不十分であるものは、原則として福祉用具貸与費は算定できません。これにより生じた福祉用具貸与事業所の損失については、居宅介護支援事業所（要支援の場合は糸島市地域包括支援センター）や福祉用具貸与事業所が、その過失割合に応じて負担するべきものであるため、決して利用者やその家族等へ負担を求めることはできません。

（適用日）

- ・平成23年12月1日利用開始（更新・変更含む）
- ・平成24年4月1日より「自動排泄処理装置」に係る記載を追加

※軽度者に係る指定福祉用具貸与費の算定の可否の判断基準（ケース4に係る基準）

（平成19年3月30日 老振発第0330001号 老老発第0330003号）

※平成19年4月1日から適用

次のi) からiii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあつては、これらについては、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第19号のイに該当する者

（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第19号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

（例 がん末期の急速な状態悪化）

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から23号告示第19号のイに該当すると判断できる者

（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでもi) ～iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～iii) の状態であると判断される場合もありうる。

表1

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に立ち上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」